

## 第17号議案

ふじみ野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

ふじみ野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年ふじみ野市条例第22号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

ふじみ野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第1条中「特定地域型保育事業」の次に「（法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。）並びに特定子ども・子育て支援施設等」を、「基準」の次に「（以下「運営基準」という。）」を加える。

第2条を次のように改める。

（運営基準）

第2条 運営基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の定めるところによる。

第3条、第2章及び第3章を削る。

「第4章 雑則」を削る。

第53条を第3条とする。

附則第2項から第7項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。